配当公告

山梨県甲府市北口二丁目十三番十二号
破産者　有限会社秋山文化堂

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十二年(フ)第二十九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一〇四、二六四、七九九円

一、配当することのできる金額
金一六、七〇五、六八三円

平成二十三年二月十五日
山梨県甲府市相生一丁目三番十一号ひまわり法律事務所
破産管財人　弁護士　藤巻　俊一

配当公告

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反一〇七番地
破産者　株式会社田中水産

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年(フ)第九一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一七四、〇五八、〇九一円

一、配当することのできる金額
金一二、〇一三、三七八円

平成二十三年二月十五日
名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル七階増田法律事務所
破産管財人　増田　卓司

配当公告

名古屋市瑞穂区駒場町五丁目四番地の二
破産者　エル・エー建物管理株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年(フ)第二三六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金四一二、一三二、二六二円

（内優先債権額　金一一、四〇〇円）

一、配当をすることのできる金額
金一二、二一七、七一三円

（内優先債権額　金一一、四〇〇円）

平成二十三年二月十五日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階　破産管財人　渡辺　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東葛飾郡大柏村大町新田五五三番地、最後の住所不明
被相続人　亡　太田榮治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区早宮三丁目七四番地、最後の住所東京都練馬区旭丘一丁目三三番五号田口第二マンション一〇五
被相続人　亡　轟　聰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市海神五丁目一七二番地、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇八三番地六七、住民票上の住所神奈川県中郡大磯町大磯一一六一番地八コンフォール大磯二〇四号
被相続人　亡　石橋　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
静岡県沼津市三園町一三番二二号
相続財産管理人　弁護士　杉本喜三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市本通七丁目八七二三番地七、最後の住所静岡県島田市本通七丁目八七二三番地の七　被相続人　亡　加納　伴喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
静岡県静岡市駿河区八幡五丁目六番二六号
相続財産管理人　下村　直紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市尼ヶ崎町一丁目三番地、最後の住所愛知県小牧市小牧原二丁目四四番地
被相続人　亡　古田　勝海

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所三重県桑名市大字大貝須四五〇番地
被相続人　亡　大山正夫こと　趙　弘来

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
三重県桑名市星見ケ丘一丁目四〇一番地司法書士伊藤博子事務所
相続財産管理人　西園　博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市土山町北土山一〇七八番地、最後の住所滋賀県甲賀郡土山町大字北土山一三五六番地　被相続人　亡　立岡　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
事務所滋賀県野洲市北野一丁目五番一五号リ・プレイスビル別館二階
相続財産管理人　弁護士　野洲　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区今熊野椥ノ森町四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　礒井　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所
相続財産管理人　戸田　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字万願寺三番地一四、最後の住所京都府舞鶴市字万願寺三番地の一四
被相続人　亡　水野　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十五日
京都府舞鶴市字引土三一六番地
相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

第32期決算公告

平成23年1月26日
静岡県静岡市清水区蒲原5700番地の1
イハラニッケイ化学工業株式会社
代表取締役社長　佐藤　剛

貸借対照表の要旨（平成22年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,509	流動負債	2,773
固定資産	1,921	固定負債	247
有形固定資産	1,817	**負債合計**	3,021
無形固定資産	7	株主資本	3,409
投資その他の資産	95	資本金	780
		資本剰余金	2,629
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	2,548
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	3,409
資産合計	6,430	**負債・純資産合計**	6,430

損益計算書の要旨
（自　平成21年11月1日　至　平成22年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,751
売上原価	4,064
売上総利益	687
販売費及び一般管理費	537
営業利益	150
営業外収益	46
営業外費用	13
経常利益	184
特別損失	8
税引前当期純利益	175
法人税、住民税及び事業税	75
法人税等調整額	△9
当期純利益	109